

令和7年度に実施したケアプラン点検において見受けられた事項等のまとめ

1 アセスメントについて

- ① どこでアセスメントをしたのか、アセスメントをした理由等が記録されていない。
- ② 課題分析標準項目 23 項目を満たしていない。
- ③ アセスメントシートに利用者の状況のみ記載されており、その利用者によどのような課題があるか等分析した内容が把握できない。
- ④ 利用者の状態や有する日常生活上の能力、利用者の課題分析をするための必要な情報の記載がない。
- ⑤ 介護サービスの位置付けがあるにもかかわらず、アセスメントでは課題なしとなっている。

2 ケアプラン第1表について

- ① 居宅サービス計画書に作成日がない。いつ作成したのかわからない。
- ② 「介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」の記載がない。
- ③ 「利用者及び家族の生活に対する意向」について「家族」とのみ記載されており、家族のうち誰の意向を記載しているのか分からない。
- ④ 利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果について、総合的に課題を分析した結果の記載がない。
- ⑤ 利用者に説明を行った記録のないものや同意署名を得ていない。

3 ケアプラン第2表について

- ① 利用者の目標設定について、利用者自身が達成する目標となっておらず、介護サービス事業所がサービスを提供することや利用者がサービスを受けることを前提とした目標になっている場合や、誰にでもあてはまるような抽象的な目標が設定されている。
- ② 福祉用具貸与及び販売を居宅サービス計画に位置付ける場合に、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び販売を必要とする理由の記載がされていない。
- ③ 複数の福祉用具貸与及び販売を居宅サービス計画に位置付ける場合に、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び販売を必要とする理由の記載がされていない品目がある。
- ④ 長期目標と短期目標の期間が一律に設定をされている。
- ⑤ アセスメントにおいて、IADL の掃除・洗濯等の十分な評価がないまま訪問介護サービスを位置付けている。

4 ケアプラン第4表（サービス担当者会議）について

- ① サービス担当者会議が適切なタイミングで実施されていない。
- ② 居宅サービス計画書に位置付けられた介護サービス事業所の担当者が出席していない場合や、やむを得ず介護サービス事業所の担当者が欠席する場合に居宅サービス計画について意見等を得ていない。
- ③ 医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合に、主治の医師等にその必要性について意見を得ていない。

5 ケアプラン第5表（支援経過記録）について

- ① 居宅サービス計画書や利用票、提供票等を交付した記録がない。
- ② 軽微な変更該当すると判断した場合の判断理由等が記載されていない。
- ③ 医療系サービスを居宅サービス計画に位置付けた場合に、主治の医師等に居宅サービス計画を交付していない。または交付した記録がない。

6 モニタリングについて

- ① 目標の達成度に対する評価がない。
- ② 家族の満足度がなく、有料老人ホーム等施設職員の満足度の聞き取りをしている。
- ③ 特段の事情がなく、利用者の居宅でモニタリングを実施していない。